

※今回から個別の指導・助言の対象となった場合

政 適 委 第 号
平成29年12月26日

登録政治資金監査人
《氏名》 様

政治資金適正化委員会
委員長 伊藤 鉄男

適確な政治資金監査の実施について

政治資金監査制度の運用に当たりましては、平素からご協力を賜りありがとうございます。

さて、当委員会では、貴殿が実施した平成28年分の収支報告書に係る政治資金監査に関して、関連の都道府県選挙管理委員会から別紙の点（詳細は、別添をご覧ください。）について報告を受けました。

政治資金監査は、当委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）」に基づき実施することが法令上求められています。

今後は、特に別紙の点に注意し、適確な政治資金監査を行っていただくようお願いします。

また、今年度は、平成30年1月以降に実施される平成29年分の収支報告書等に係る政治資金監査においてその成果が反映されることを期待し、来る平成30年1月29日及び3月26日に「政治資金監査実務に関するフォローアップ研修」を追加実施します。貴殿におかれては、この研修のいずれかに積極的に参加いただくようお願いします。

政治資金適正化委員会事務局

TEL: 03-5253-5598

FAX: 03-5253-5584

Email: tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp

○指導・助言文書（案2）

※2年連続で個別の指導・助言の対象となった場合

政 適 委 第 号
平成29年12月26日

登録政治資金監査人
《氏名》 様

政治資金適正化委員会
委員長 伊藤 鉄男

適確な政治資金監査の実施について

政治資金監査制度の運用に当たりましては、平素からご協力を賜りありがとうございます。

さて、当委員会では、貴殿の実施した平成27年分の収支報告書に係る政治資金監査に関して、昨年文書による個別の指導・助言を実施したところですが、このたび2年連続で、平成28年分に関しても関連の都道府県選挙管理委員会から別紙の点（詳細は、別添をご覧ください。）について報告を受けるに至りました。

政治資金監査は、当委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）」に基づき実施することが法令上求められています。

今後は、特に別紙の点に注意し、適確な政治資金監査を行っていただくようお願いします。

また、今年度は、平成30年1月以降に実施される平成29年分の収支報告書等に係る政治資金監査においてその成果が反映されることを期待し、来る平成30年1月29日及び3月26日に「政治資金監査実務に関するフォローアップ研修」を追加実施します。貴殿におかれては、この研修のいずれかに積極的に参加いただくようお願いします。

政治資金適正化委員会事務局

TEL: 03-5253-5598

FAX: 03-5253-5584

Email: tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp

○指導・助言文書の別紙（案）

※誤りの事例により、政治資金監査報告書又は収支報告書に係る指摘事項を書き分け

(別紙)

○ 政治資金監査報告書に係る指摘事項

政治資金監査の対象団体 ○○後援会

- ・登録番号が誤っていた
- ・「1 監査の概要」(1) で監査対象期間が異なる年となっていた

【今後留意いただくべき点】

政治資金監査報告書は、政治資金規正法施行規則第29号様式により、その様式が定められています。また、定型的・簡潔な分かりやすい内容であるべきとの考え方の下、当委員会が定める政治資金監査マニュアルにおいて、政治資金監査の結果によって、4つの記載例を示しています。

したがって、政治資金監査報告書は、この記載例に従った記述としていただく必要があります。

○ 収支報告書に係る指摘事項

政治資金監査の対象団体 ○○後援会

- ・収支報告書上で金額の不整合があった
- ・収支報告書上で計の記載方法が誤っていた
- ・収支報告書と領収書等の写しが整合的でなかった（収支報告書の内容の記載誤り）
- ・収支報告書と領収書等の写しが整合的でなかった（領収書等の写しの年月日のうち「年」の記載誤り）

【今後留意いただくべき点】

政治資金監査は、外部性を有する第三者が国会議員関係政治団体のすべての支出をチェックする制度です。これにより、内部のみで処理されることによって生じる誤りを防ぐとともに、これまで以上に収支報告の適正の確保と透明性の向上を図ることができるものと期待されるものです。

今後は、収支報告書上に計算誤りがないかどうかを適確に検算して確認するとともに、すべての支出について、収支報告書の記載事項と領収書等の必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）で不整合がないかどうかを適確に確認願います。

収支報告書について報告が無い場合は削除

(参考)

○収支報告書提出後に収支報告書の訂正が生じた場合、国会議員関係政治団体は当該訂正内容について自主的に登録政治資金監査人の確認を受けることが適当である旨を当委員会の見解として示しています（詳細は、政治資金監査に関する研修テキスト（平成28年3月改定版）P141～151をご覧ください。）。

○適確な政治資金監査の実施のためには、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストの活用が効果的です。当委員会のホームページや政治資金監査に関する研修テキスト（平成28年3月改定版）に掲載していますので、改めて確認してください。

○当委員会のホームページにおいて政治資金監査の質の向上に関する特設ページを開設し、他に指導・助言の対象とした事例等を紹介しています。